りそなグループアジアニュース

2026 年 10 月 28 日
りそなグループ

【上海駐在員事務所】

「中国の対外貸付管理」

中国人民銀行および国家外貨管理局は、2026 年 3 月、国内企業による対外貸付の管理を規範化し、クロスボーダー資金融通の利便性向上を図るため、新たな対外貸付管理規定《国内企業の対外貸付管理弁法に関する通知》（銀発［2026］第 63 号）を公布し、同年 4 月から施行した。

今回の改正では、人民元建て・外貨建て貸付の一体的な管理を導入するとともに、対外貸付限度額の算定に用いるマクロプルーデンス調整係数を従来の 0.5 から 0.6 に引き上げた。また、貸付期間を原則 6 か月以上 5 年以内、ロールオーバーを原則 1 回までとするなど、対外貸付に関する管理ルールを明確化した。

※原文は以下をご参照：https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026032016195944841/index.html
掲載された内容は今後政策などにより変更される可能性がある。

1. 対外貸付登記

■ **対外貸付とは**
国内の非金融企業（以下、貸付人）から国外企業（以下、借入人）宛のクロスボーダー貸付。
（中国現地法人から国外親会社宛の子親ローンや国外関連企業へ貸付など）

■ **登記制度**
対外貸付契約の締結後、貸付人は借入人への貸付実行前に、登記地の外貨管理局で登記申請。
対外貸付の登記完了後未使用のまま 2 年経過した場合、自動的に失効。

■ **取扱要件**
貸付人が登記（新規・変更・ロールオーバー含む）申請する際、以下の条件を満たす必要がある。

① 貸付人は法令に基づき設立され、設立から 1 年以上経過し、直近 3 年間で重大な法律規定違反がないこと。（設立 3 年未満の場合、設立以降で重大な法律規定違反がないこと）
② 借入人は法令に基づき設立され、良好な経営状況を継続しており、直近 3 年間で重大な法律規定違反がないこと。（設立 3 年未満の場合、設立以降で重大な法律規定違反がないこと）
③ 貸付人と借入人は直接または間接的な資本関係がある、または同一親会社が出資している。
④ 貸付人の対外貸付残高は、その対外貸付限度額内に収まること。
⑤ 貸付人が同一の借入人に対して貸付する対外貸付金額・残高は、借入人の実態の経営状況に適合しているものであり、資金使途は関連規定に合致していること。
⑥ 貸付利率は商業合理性原則に合致していること。
⑦ 貸付期間は商業合理性原則に合致し、原則 6 カ月から 5 年以内に設定すること。
⑧ 貸付人の既存の対外貸付の元利金は期日通り回収されていること、および借入人に延滞がないこと。（ロールオーバー登記申請の場合除く）

【出所：中国人民銀行・国家外貨管理局】

照会先：りそな銀行 国際事業部 （東京）電話 03-6704-3798
（大阪）電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 ＊禁無断転載

りそなグループアジアニュース

2026 年 10 月 28 日
りそなグループ

【上海駐在員事務所】

■ **新規登記申請時の必要書類**

貸付人は、以下の書類を準備し、登記地の外貨管理局で登記を申請。

① 資金利用計画、返済計画、貸付人・借入人の経営状況、既存の対外貸付取組状況などを記載した書面の申請書、指定書式の《対外貸付業務登記申請表》。
② 貸付人・借入人の資本関係、および両者が法令に基づき設立されていることを証明する書類。
③ 対外貸付契約書。（貸付金額、利率、期間、通貨、元本返済・利息支払方式、資金使途などの内容を含むが、これらに限らない）
④ 貸付人の直近決算期の監査済み財務報告書、借入人の直近決算期の財務報告書。

■ **変更・抹消登記**

対外貸付契約書の条件に変更がある場合、貸付人は登録地の外貨管理局で変更登記申請すること。
対外貸付の元利金が全額回収完了、または登記完了後、資金利用計画がなくなった場合、貸付人は該当対外貸付業務を申請を取り扱った取引銀行で抹消登記を申請すること。

■ **貸付限度額管理**

対外貸付限度額はマクロプルーデンス係数を適用し、対外貸付残高はその対外貸付限度額を超過してはならない。（※外貨の残高は 1.5 倍枠を使う）

対外貸付残高		対外貸付限度額
対外貸付残高 ＋	≦	直近一期の監査済純資産 ×
外貨対外貸付残高×通貨転換係数(0.5)		マクロプルーデンス調節係数(0.6)※今回引上げ

2. 管理規定・取扱基準

■ **資金原資**

貸付原資は貸付人の自己資金（自己保有の人民元資金、外貨転資金、外貨資金）とし、個人資金や自身の債務融資での対外貸付は不可。

■ **資金使途**

対外貸付契約書に定められた用途の範囲で資金を利用し、以下の規定に従う。

① 国家の法律・法規およびマクロコントロールの関連要件に違反しないこと。
② 借入人の経営範囲以外の使途で直接または間接的の使用は不可。
③ 対外直接投資、証券投資などの管理政策回避目的での使用は不可。
④ アンチマネーローンダリング、アンチテロ融資などの関連規定に違反しないこと。

■ **口座管理**

貸付人は、登記地の外貨管局管轄内の銀行で対外貸付専用口座を開設。
複数の対外貸付に対して、一つの対外貸付専用口座の共用可能。

■ **通貨種類**

通貨種類は登記申請時選択可能、原則として登記の通貨と同じ通貨で貸付実行・回収すること。

■ **ロールオーバー管理**

一つの対外貸付につきロールオーバーは原則 1 回まで。
借入人は元利金の返済義務を回避する目的のロールオーバーをしてはならない。
貸付人は対外貸付期日到来 30 日前までに、登記地の外貨管理局でロールオーバー申請すること。

【出所:中国人民銀行・国家外貨管理局】

照会先: りそな銀行 国際事業部 （東京）電話 03-6704-3798
（大阪）電話 06-6268-1907

当資料は海外進出をされている日系企業のお客さまのために、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 ＊禁無断転載